

新型インフルエンザについて

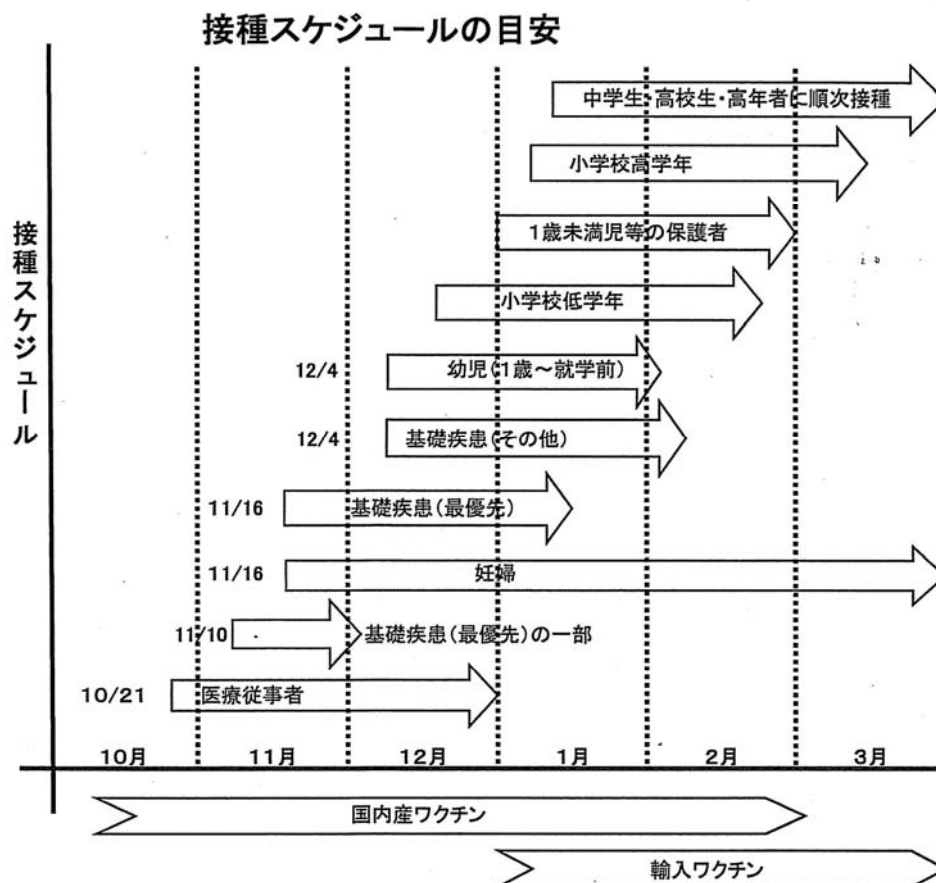
1. 新型インフルエンザワクチン接種について

新型インフルエンザの予防接種が始まりました。このワクチンは当面提供できる量に限りがあるため、優先接種者（重症化のリスクの高い人）と接種スケジュールが国によって定められ、順次、接種が開始されます。

ワクチンの優先接種対象者と接種予定回数

	対象者	接種回数
優先接種対象者	インフルエンザ患者の受診に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）	1回
	妊婦	1回
	基礎疾患を有する者	1回（一部2回）
	幼児（1歳～就学前）	2回
	小学校1～3年生	2回
	1歳未満児等の保護者	1回
その他の	小学校4～6年生	2回
	中学生・高校生	未定（当面2回）
	65歳以上の方	1回

接種スケジュール



新型インフルエンザワクチン接種が可能な医療機関

宮崎県ホームページ

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/infl_vac.html

接種費用

1回目 3600円

2回目 2550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）

接種費用助成

綾町に住民登録を有し、優先接種対象者のうち、次に該当する人

- ① 生活保護世帯・・・無料
- ② 町民税非課税世帯・・・無料
- ③ 1歳以上13歳未満の人・・・2回目の接種費用2550円のうち1550円を町が助成します（自己負担1000円。ただし1回目と同じ医療機関の場合に限ります）。1回目は（3600円）は全額自己負担です。

《助成手続き》

① 生活保護・町民税非課税世帯

（生活保護・町民税非課税世帯）確認書を発行しますので、綾町健康センターに印鑑と身分を証明するもの（免許証等）を持参し、事前に申請してください。（無料）交付された申請書を接種時に医療機関の窓口に提出し「補助金交付申請書」を記入してください。

または確認書に代えて役場窓口で発行する「世帯員全員分の課税証明書」でも構いませんが、この場合は手数料が必要となります。この場合も同様に窓口に提出し「補助金交付申請書」を記入してください。

② 1歳以上13歳未満の人

2回目の接種時に、医療機関窓口で「補助金交付申請書」を記入してください。

接種の期間

平成22年3月31(水)まで

接種までの流れ

① スケジュールと接種医療機関の確認

接種対象者の方は、具体的なスケジュールと接種できる医療機関などをご確認下さい。

② 提示書類の用意

妊婦 母子手帳

基礎疾患のある人 小児慢性特定疾患受給証、または優先接種対象者証明書（かかりつけ医療機関以外の場合）

【基礎疾患】

慢性呼吸器疾患・慢性肝疾患・糖尿病・慢性心疾患・神経疾患、神経筋疾患
疾患や治療に伴う免疫抑制状態（悪性腫瘍等）・慢性腎疾患・血液疾患・小
児科領域の慢性疾患

幼児、小学生 母子手帳、各種健康保険証など年齢が確認できる書類

1歳未満児の保護者 母子手帳、各種健康保険証、住民票など1歳未満の
小児と同一世帯であることを確認できる書類

中学生、高校生 各種健康保険証、学生証、住民票など年齢が確認できる書類

高齢者（65歳以上） 各種健康保険証、運転免許証、住民票など年齢が確認できる書類

* 接種料金助成に該当する人・・・（生活保護・町民税非課税）世帯確認証、印鑑が必要です。

③ 接種の予約・・・直接医療機関へ電話などで予約してください。

④ 予防接種の実施

接種時の注意

1. 接種を控えるべき方

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された方

2. 接種上の注意

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害、気管支喘息等の基礎疾患を有する方
- (2) 予防接種で接種後2日以内に副反応（発熱や全身性発疹などのアレルギー症状）を疑う症状がある方
- (3) 過去にけいれんの既往のある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全の方がいる方
- (5) 鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがある方

3. 有効性・安全性について

国産の新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同じ製造方法で作られており、同様の有効性・安全性が期待できます。

* 季節性インフルエンザワクチンの副反応として、局所反応（発赤、腫脹、疼痛など）、全身反応（発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐等）がありますが、通常2、3日で消失します。そのほかショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎、ギランバ

レー症候群等も重大な副反応としてまれに報告されます。

輸入ワクチンについては、有効性は国産ワクチンと同程度期待されますが、国内で使用経験のないアジュバント（免疫補助剤）注1が使用されていることや細胞株を用いた細胞培養による製造法注2が用いられることなど、安全性については未知の要素があります。

忠1：ワクチンと混合して投与することにより、目的とする免疫応答を増強する物質。これにより、同じワクチン量でもより多くの者への接種が可能となる。一般的に副反応の発生する確率が高いことが指摘されている。

忠2：ワクチン製造法法の一つ。鶏卵による培養よりも、生産効率は高いとされるがインフルエンザワクチンではこれまで世界で広く使用されるには至っていない。また一部の海外ワクチンについては、製造に使用される細胞にがん原性は認められないものの、腫瘍原性があるとされており、使用等にあたりは、特に慎重を期すべきとの懸念も専門家から示されている。

4. 用法・用量・接種期間について〔国内産ワクチン〕

13歳以上0.5mL 6歳から13歳未満には0.3mL 6歳未満には0.2mL 1歳未満には0.1mL を皮下に注射します。接種回数が2回の対象者は免疫効果を考慮し、接種間隔を1週間から4週間（4週間おくことが望ましい）と考えられています。

5. 重篤な副反応発生時の救済制度について

今回の新型インフルエンザワクチン接種を受けた方が、ワクチン接種によって重篤な副反応が発生した場合は医療費及び医療手当等、予防接種法の定期予防接種に準じた一定の給付を行う制度があります。

2. 新型インフルエンザの基礎知識 ～感染拡大を防ぐために必要なこと～

今回流行している新型インフルエンザに感染した大多数の方は比較的軽症のまま回復しています。その一方、社会には何らかの理由により、感染すると重篤になる方々がいますので、罹った方は、なるべく他の人にうつさない努力とご家族の協力が必要です。

自宅療養を行う際の留意点

1. 自宅療養する期間について

- 発熱、咳、のどの痛み、鼻水・鼻づまりなどの症状が続いている間はできるだけ外出しないで下さい
- 症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は熱が下がった日から2日を経過するまでは、できるだけ自宅に待機してください。
- 症状が始まった日から6日以上症状が続く場合は、熱が下がった日から2日を経過するまでは、できるだけ自宅に待機して下さい。

2. 咳エチケットを守りましょう。

- 咳が続いている間はマスクをしましょう。
- マスクが無く、咳やくしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。
- 使ったティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をする時は顔を他の人に向けず、できれば1メートル以上離れましょう

3. 手をこまめに洗いましょう。

- 特に咳、くしゃみをした後には手を洗うことを心がけましょう。
- 石けんと水道水で、15～20秒は洗いましょう。
- 水が使えない場所では、アルコール手指消毒剤（ジェルなど）も効果的です。
アルコール手指消毒剤を使う場合は、手が乾くまで擦り合わせてください。

4. その他

- 家族への感染を防ぐため、個室での療養に努めてください。
- お茶、スポーツ飲料、スープなどで水分補給をこまめにしましょう。

- 毎日1回は体温を測り記録しておきましょう。
- 栄養をとり、安静にして十分な睡眠を心がけましょう。
- 部屋の湿度を高めましょう。
- 定期的に部屋の換気をしましょう。
- 病院からもらったお薬は、症状がなくなっても必ず最後まで飲みきりましょう。

次のような症状が現れた際には、入院加療が必要になる場合がありますので、速やかにかかりつけ医に電話で相談し、指示を仰いでください。

子ども

- 呼吸が速くなる、あるいは息苦しい等の訴えがある。
- 顔色が悪い（青白い、ないし土気色）
- 水分摂取が十分できない
- ひどい、あるいは持続する嘔吐
- 意識がない、あるいは意志疎通ができない
- いらいらする、怒りっぽいなどで安静が保てない
- インフルエンザ症状（発熱、咳、のどの痛み、鼻水、鼻づまりなど）が一旦軽くなったあとで、再び発熱や咳がひどくなった

大人

- 呼吸困難または息切れ
- 胸部または腹部の痛み、圧迫感
- 突然のめまい
- 意識混濁、錯乱（うわごとをいう）
- ひどい、あるいは持続する嘔吐
- インフルエンザ症状（発熱、咳、関節の痛み、鼻水、鼻づまりなど）が一旦軽くなったあと、再び発熱や咳がひどくなった

参考：宮崎県ホームページ

相談先：綾町健康センター（0985-77-0195）

宮崎県中央保健所（0985-28-2111）